

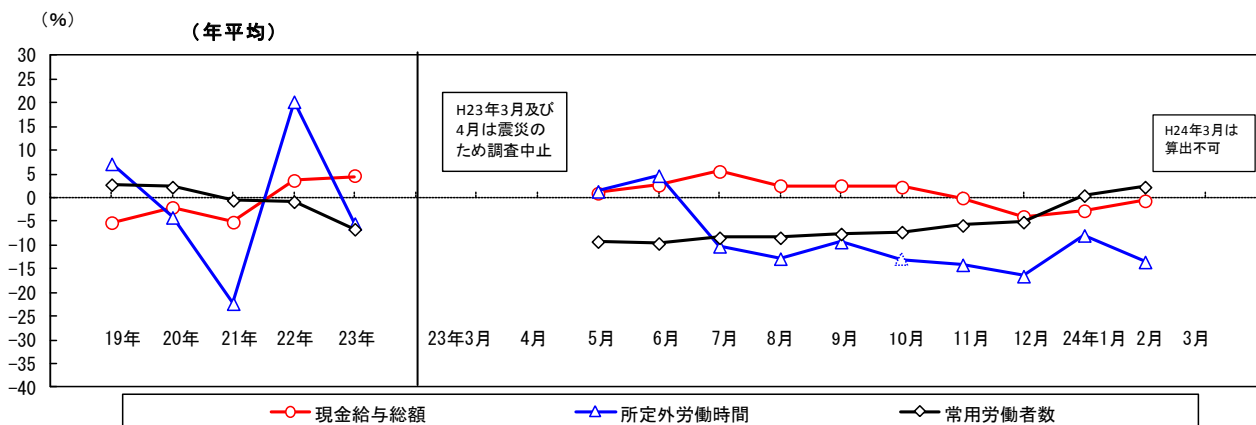
毎月勤労統計調査地方調査結果速報 福島県の賃金・労働時間・雇用の動き

平成24年3月分
(平成22年基準)

(調査産業計・事業所規模5人以上)

- 現金給与総額は261,457円
- 所定外労働時間は10.2時間
- 常用労働者数は640,575人

対前年同月比増減率の推移－調査産業計、事業所規模5人以上



平成24年5月23日
福島県企画調整部統計課

※1 平成23年3月分及び4月分については、震災のため調査を中止しました。そのため、平成24年3月分の前年同月比は、算出しておりません。
※2 平成23年の平均は、3月分及び4月分を除く10ヶ月分の平均を年平均としています。

毎月勤労統計調査地方集計について

1 調査事項の定義

(1) 現金給与額

- ア 「現金給与額」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費などを差し引く以前の総額のことである。
- イ 「きまって支給する給与」とは、労働協約、就業規則、あるいは事業所の給与規則などによりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって所定外給与（超過労働給与）を含む。
- ウ 「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与（超過労働給与）以外のものをいう。
- エ 「所定外給与（超過労働給与）」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
- オ 「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則などによらずに労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ定められた契約や規則により支払われた給与のうち、次に該当するものである。
- (ア) 夏・冬の賞与、期末手当等の一時金
- (イ) 3か月を超える期間で算定される手当等
- (ウ) 支給事由の発生が不確定なもの（結婚手当等）
- (エ) 労働協約、就業規則等の改定によるベースアップ等が行われた場合の差額の追給分
- カ 「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

(2) 実労働時間数

- 調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間やいわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。
- ア 「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数のことである。
- イ 「所定外労働時間数」とは、早出・残業・臨時の呼出・休日出勤などの実労働時間数のことである。
- ウ 「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。

(3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給であっても出勤日にはならないが、午前0時から翌日の午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日となる。

(4) 常用労働者

- ア 「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。
- (ア) 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
- (イ) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、前2か月間でそれぞれ18日以上雇われている者
- イ 「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。
- (ア) 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- (イ) 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者
- ウ 「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者を除いた者のことである。

2 結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県5人以上の規模のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

－利用上の注意－

- 「調査産業計」は、集計事業所数が僅少のため結果を公表していない産業を含んだ集計結果である。
- すべての指数は、平成24年1月分から過去に遡って平成22年を基準（22年平均＝100）としている。
- 対前年比（対前月比）増減率は指数により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 5人以上規模の事業所にかかる指数については、第一種事業所（事業所規模30人以上）に第二種事業所（事業所規模5～29人）の結果を含めた場合の指数である。
- 実数についてはギャップ修正を行っていないため、実数の動きと指数の動きは必ずしも一致しない。したがって時系列的な比較をする場合には、指数を使用することとしている。
- 概要表及び統計表の見方
 - 「－」印は、調査あるいは集計を行っていない、又は値が作成されないもの。
 - 「×」印は、集計事業所数が僅少のため、公表していないもの。
 - 「△」印は、減少を意味する。
 - 増減率の単位は%である。
 - 算出方法
 - ア 指数＝調査結果の実数÷基準実数×100
 - イ 労働異動率：入（離）職率＝入（離）職者数÷前月末推計労働者数×100

平成24年3月分結果の概要

結果の概況

(調査産業計、事業所規模5人以上)

<p>1 賃金</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給与総額は、261,457円となった。 きまって支給する給与は、249,732円となった。 所定内給与は、231,519円となった。 所定外給与は、18,213円となった。 <p>2 労働時間</p> <ul style="list-style-type: none"> 総実労働時間は、155.7時間となった。 所定内労働時間は、145.5時間となった。 所定外労働時間は、10.2時間となった。 <p>3 雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> 常用労働者数は、640,575人となった。

賃金	現金給与総額					
		きまって支給する給与	所定内給与	所定外給与(超過労働給与)	特別に支払われた給与	
「一人平均」	本県	261,457円 (-)	249,732円 (-)	231,519円 (-)	18,213円 (-)	11,725円 (-)
	全国	277,462円 (0.9)	263,558円 (0.7)	244,060円 (0.4)	19,498円 (4.5)	13,904円 (6.5)
	全国比	94.2%	94.8%	94.9%	93.4%	84.3%
労働時間	総実労働時間			出勤日数	所定外労働時間(製造業)	
		所定内労働時間	所定外労働時間			
「一人平均」	本県	155.7時間 (-)	145.5時間 (-)	10.2時間 (-)	20.0日 < - >	13.5時間 (-)
	全国	148.7時間 (1.5)	137.8時間 (1.4)	10.9時間 (4.3)	19.2日 < 0.3 >	15.6時間 (9.6)
	全国比	104.7%	105.6%	93.6%	104.2%	86.5%
雇用 労働異動	常用労働者			入職率	離職率	
		一般労働者	パートタイム労働者			
	本県	640,575人 (-)	497,519人	143,056人	1.6%	2.7%
	全国	45,247千人 (0.6)	32,286千人	12,961千人	1.91%	2.34%
全国比				83.8%	115.4%	

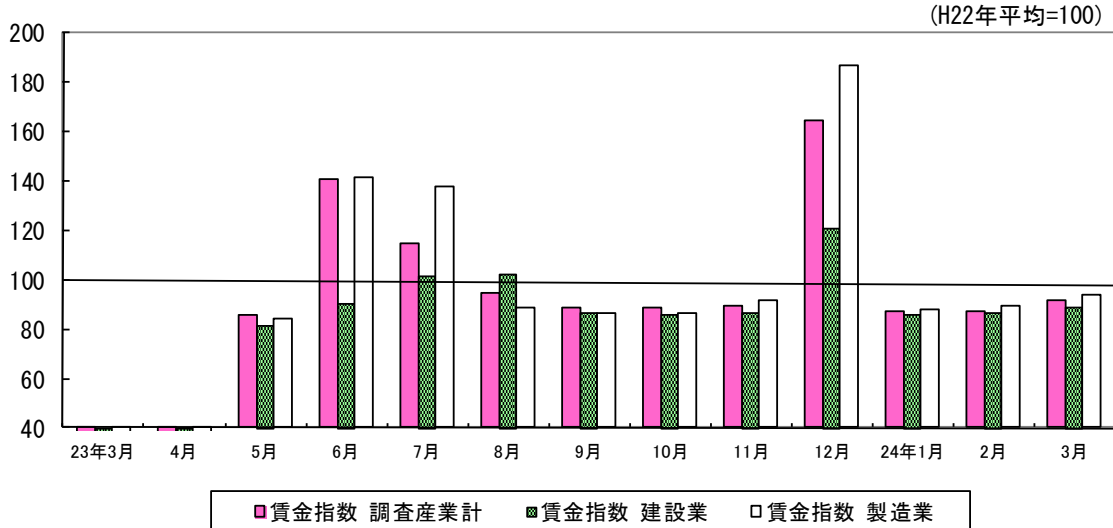
賃金指数		所定外労働時間指数		常用雇用指数	
本県	91.8 (-)	本県	97.1 (-)	本県	97.4 (-)
全国	87.6 (0.9)	全国	106.9 (4.3)	全国	100.2 (0.6)
全国比	4.2	全国比	△ 9.8	全国比	△ 2.8

注) ()内は前年同月比(%)、< >内は前年同月差(日)である。

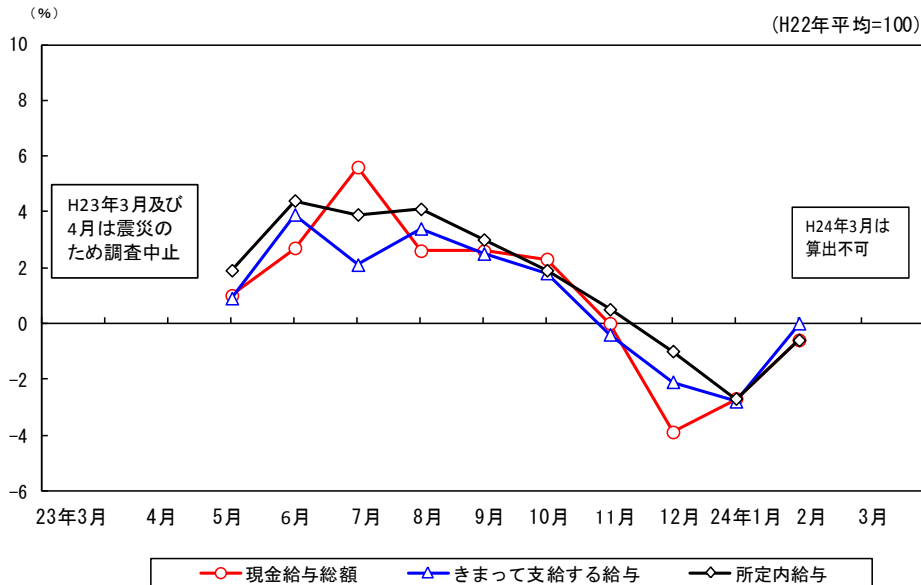
1 賃金の動き（調査産業計）

- (1) 事業所規模5人以上（（2）の事業所規模30人以上を含む）
 - ア 現金給与総額（きまって支給する給与＋特別に支払われた給与）
平成24年3月分の平均現金給与総額は261,457円となった。
 - イ きまって支給する給与（所定内給与＋所定外給与）
249,732円となった。
 - (ア) 所定内給与
231,519円となった。
 - (イ) 所定外給与
18,213円となった。
 - ウ 特別に支払われた給与
11,725円となった。
- (2) 事業所規模30人以上
 - ア 現金給与総額（きまって支給する給与＋特別に支払われた給与）
平成24年3月分の平均現金給与総額は286,363円となった。
 - イ きまって支給する給与（所定内給与＋所定外給与）
272,762円となった。
 - (ア) 所定内給与
249,686円となった。
 - (イ) 所定外給与
23,076円となった。
 - ウ 特別に支払われた給与
13,601円となった。

賃金指数の推移－事業所規模5人以上



賃金増減率の推移－調査産業計、事業所規模5人以上(対前年同月比)



2 労働時間の動き（調査産業計）

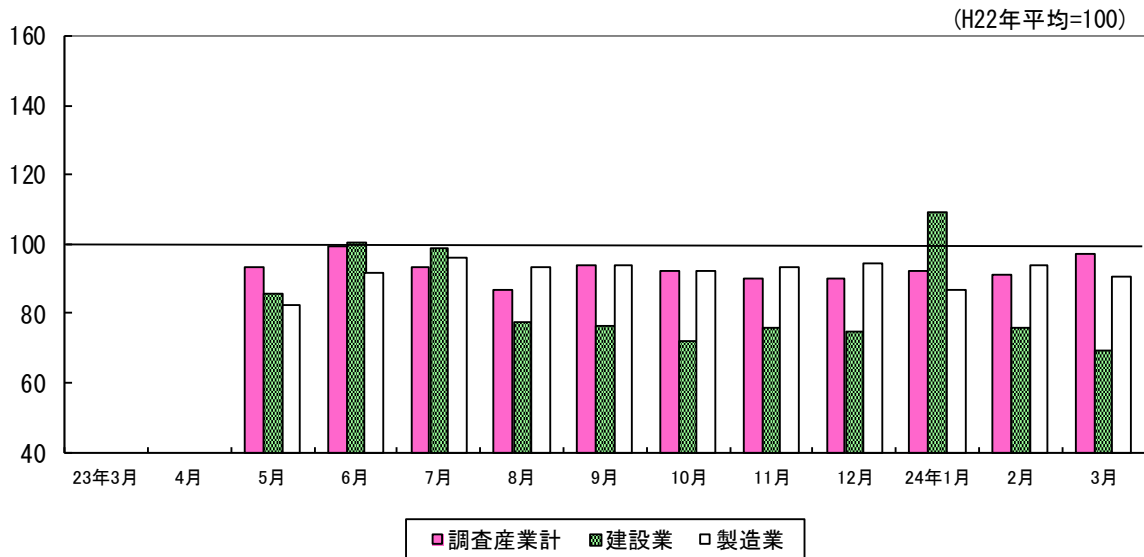
(1) 事業所規模 5人以上（（2）の事業所規模 30人以上を含む）

- ア 総実労働時間（所定内労働時間＋所定外労働時間）
平成24年3月分の総実労働時間は、155.7時間となった。
- イ 所定内労働時間
145.5時間となった。
- ウ 所定外労働時間
10.2時間となった。また製造業は、13.5時間となった。

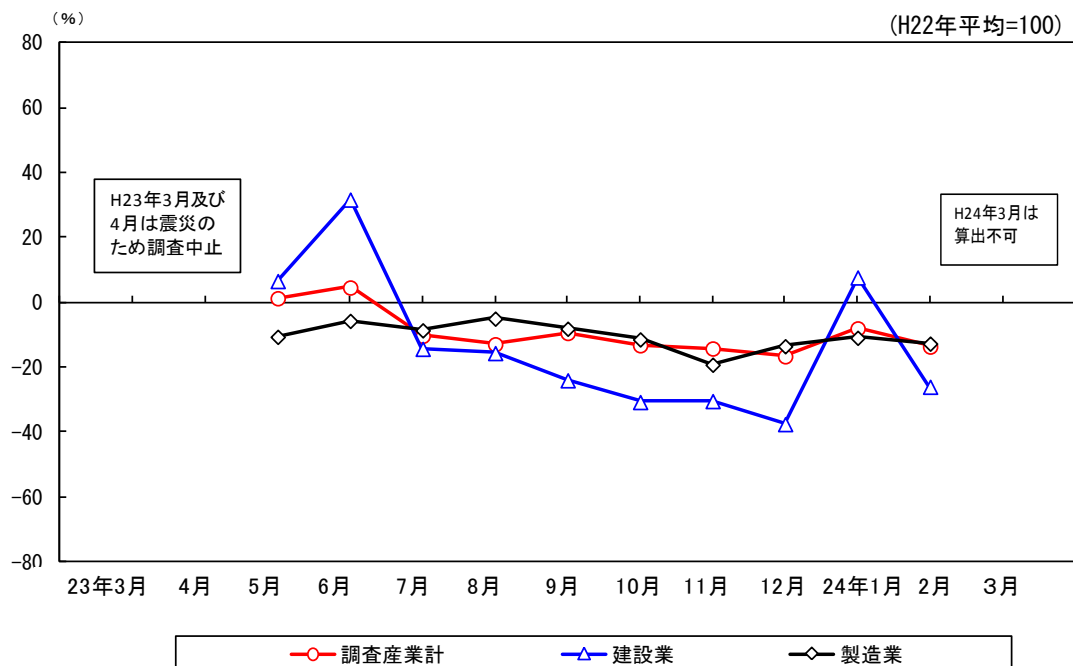
(2) 事業所規模 30人以上

- ア 総実労働時間（所定内労働時間＋所定外労働時間）
平成24年3月分の総実労働時間は、158.7時間となった。
- イ 所定内労働時間
146.9時間となった。
- ウ 所定外労働時間
11.8時間となった。また製造業は、15.2時間となった。

所定外労働時間指数の推移－事業所規模 5人以上



所定外労働時間増減率の推移－事業所規模 5人以上（対前年同月比）



3 雇用の動き（調査産業計）

(1) 事業所規模5人以上（(2)の事業所規模30人以上を含む）

ア 常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

平成24年3月分の常用労働者数（推計）は640,575人、常用雇用指数（平成22年平均=100）は97.4であった。

イ 常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

22.3%となった。

(2) 事業所規模30人以上

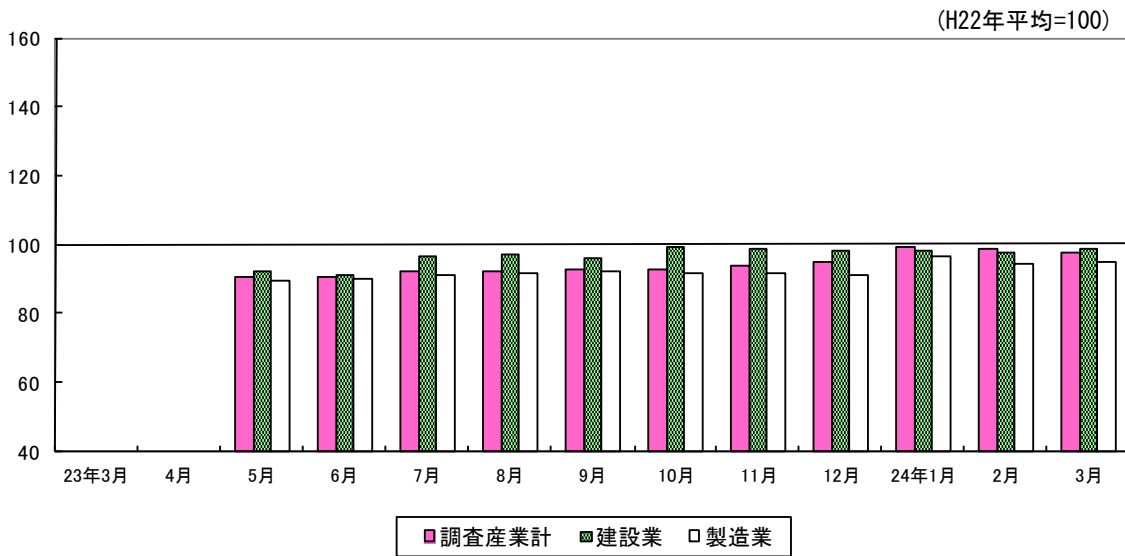
ア 常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

平成24年3月分の常用労働者数（推計）は372,903人、常用雇用指数（平成22年平均=100）は99.9であった。

イ 常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

18.8%となった。

常用雇用指数の推移－事業所規模5人以上



常用雇用の増減率の推移－事業所規模5人以上（対前年同月比）

